

＼瀬戸内のハワイ／

周防大島町で 結婚新生活 始めませんか？

結婚新生活支援補助金

周防大島町では夫婦ともに39歳以下の新婚世帯に対して、住宅の取得費用、住宅賃借費用、住宅リフォーム費用、引越し費用の一部を補助します。

最大30万円補助

(夫婦ともに29歳以下の方は最大60万円)



対象世帯(主な要件)

- ・婚姻日が令和8年1月1日～令和9年3月31日
- ・婚姻日における年齢が夫婦ともに39歳以下
- ・夫婦の所得を合算した額が500万未満
- ・夫婦ともに交付年度内の講座等を受講すること
- ・新生活の住所が周防大島町内であること

詳しくは、裏面参照

申請期間

令和8年4月1日(水)～令和9年2月26日(金)

※先着順。申請期間内であっても予算に達した時点で受付を終了します。

夫婦ともに受講する講座等

①ライフデザイン※支援講座の受講

(乳幼児とふれあう体験や子育て世帯との意見交換を含む)

※将来の進学、就職、結婚・育児、住宅の確保、資産の形成、老後などについて自分の価値観に基づいた選択ができるように、自分の考え方や見通しを整理することで自分にとって納得できる生き方を見つける方法。

②プレコンセプションケア※に関する講座の受講

※性別問わず、適切な時期に、性や健康に関する正しい知識を持ち、妊娠・出産を含めた将来設計や将来の健康を考えて健康管理を行う取り組み。

③医療機関等への妊娠・出産に関する相談

④共家事・共子育て講座の受講(男性の家事・育児参加のための講座を含む)

①②④については、講座を受講、または動画視聴後にアンケートに回答していただきます。

③については、医療機関の領収証の写し等を提出してください。



補助対象費用

令和8年4月1日～令和9年3月31日に支払った以下の費用が対象です。

🏠 住居の購入費・建築費

- 住居取得費用のみが対象で、土地取得費用は対象外です。
- 婚姻日より前に住居を購入・建築した場合は、婚姻日からさかのぼって1年以内に購入・建築した費用が対象です。

🔨 住居のリフォーム費

- 既存の住宅の機能の維持又は向上を図るために行うリフォーム工事(修繕、増築、改装、設備更新等)に要した費用が対象です。
- 倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンスおよび植栽等の外構に係る工事費用、エアコン、洗濯機等の家電購入・設置に係る費用は対象外です。
- 婚姻日より前にリフォームを実施した場合は、婚姻日からさかのぼって1年以内に実施した費用が対象です。

🏠 住居の賃借費(賃料・共益費・敷金・礼金・仲介手数料)

- 勤務先から住宅手当が支給されている場合は、**手当額を差し引いた額が対象**となります。
- 家賃に係る駐車場代等については、家賃と分離できない場合のみ対象です。
- 夫婦の一方が住んでいた住居に、婚姻後に他方が入居した場合は、原則、同居開始後に支払った費用のみが対象です。
※同居開始日は住民登録された日で確認します。

🚚 引越し費用

- 引越業者または運送業者へ支払った費用が対象となります。
- 引越業者などに支払った費用のうち、不用品の処分費用など引越しと直接関係のない費用は対象外です。
- レンタカーを借りてご自身で引越しを行った場合の費用は対象外です。

お問い合わせ

周防大島町 総務部 空家定住対策課
TEL: 0820-74-1033

